

調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等
 に関する要綱案の取りまとめに向けた検討

5

目 次

	第1 新法の制定による整備.....	1
	1 定義.....	1
10	2 適用範囲.....	2
	3 適用除外.....	4
	4 国際和解合意の執行決定.....	6
	5 国際和解合意の執行拒否事由.....	11
	第2 ADR法の改正による整備.....	15
15	1 定義.....	15
	2 適用除外.....	17
	3 特定和解の執行決定.....	20
	4 特定和解の執行拒否事由.....	22
	第3 民事調停事件の管轄に関する規律の見直し.....	23
20		

第1 新法の制定による整備

1 定義

「調停」及び「調停人」の定義について、次の規律を設けることとしては、どうか。

- 5 (1) この法律において、「調停」とは、その名称や開始の原因となる事実の如何にかかわらず、一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事又は商事の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない第三者が和解の仲介を実施し、その解決を図る手続をいうものとする。
- 10 (2) この法律において、「調停人」とは、調停において和解の仲介を実施する者をいうものとする。

○中間試案第2部, 1「定義」

1 定義

この法律において、「調停」とは、その手続の名称や実施の原因にかかわらず、当事者が、一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事上の紛争（当事者が和解をすることができるものに限る。）について、当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない一人又は二人以上の第三者（以下「調停人」という。）の仲介により、和解による解決を試みる手続をいう。

(説明)

15 本文1(1)及び(2)は、シンガポール条約の国内担保法としての性格をもつ新法において、「調停」及び「調停人」の定義につき、シンガポール条約第2条第3項及び調停モデル法第1条第3項を参考にした中間試案の提案の実質を維持しつつ、我が国の法制等も踏まえて整理した規律を提案するものである。

20 中間試案においては、「民事上の紛争」とされていたが、シンガポール条約第1条第1項において、同条約が「商事紛争」を解決するための和解合意に適用されるものであることを明示していることに鑑み、「民事又は商事の紛争」との文言を用いることとした。これは、「商事紛争」に対応するものであることを明示する意義がある一方、我が国の国内法における「商事」の外延は必ずしも明確ではなく、「商事」のみに限定するとシンガポール条約よりも適用範囲が狭くなるおそれを払拭することができないため、「民事又は商事」としたものである。

25 また、中間試案においては、「民事上の紛争」について「当事者が和解をすることができるものに限る。」との限定が付されていたが、後記本文5⑦において、「和解合意

の対象である事項が、日本の法令によれば、和解の対象とすることができない紛争に関するものであること」を執行拒否事由とする規律を設けることとしており、同規定により、新法において执行力付与の対象となる和解合意が、当事者が和解をすることができる紛争に関するものであることは明らかであることから、「調停」の定義において前記
5 のような限定を付す必要はないものと考えられる。なお、参考にしたシンガポール条約第2条第3項及び調停モデル法第1条第3項においても、「当事者が和解をすることができるものに限る」との限定は付されていない。

2 適用範囲

10 新法の適用範囲について、次の規律を設けることとしては、どうか。

(1) この法律の規定は、調停において当事者間に成立した合意であって、合意が成立した当時において次に掲げる事由のいずれかに該当するもの(以下「国際和解合意」(仮称)という。)について適用するものとする。

15 ① 当事者の全部又は一部が互いに異なる国に住所又は事務所若しくは営業所(当事者が二以上の事務所又は営業所を有する場合にあっては、合意が成立した当時において、当事者が知っていたか、又は予見することのできた事情に照らして、合意によって解決された紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所。②において同じ。)を有するとき。

20 ② 当事者の全部又は一部が住所又は事務所若しくは営業所を有する国が、合意に基づく債務の重要な部分の履行地又は合意の対象である事項と最も密接な関係がある地が属する国と異なるとき。

25 ③ 当事者の全部又は一部が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するとき(当事者の全部又は一部の発行済株式(議決権のあるものに限る。)又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。)又は持分を有する者その他これと同等のものとして別途定める者が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するときを含む。)

30 (2) この法律の規定は、国際和解合意の当事者が、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約(仮訳)(以下「条約」という。)又は条約の実施に関する法令に基づき民事執行をすることができる旨の合意をした場合について適用するものとする。

○中間試案第2部、2「適用範囲」及び4「和解合意に基づく民事執行の合意」

2 適用範囲

(1) この法律は、民事上の紛争の解決を目的とする調停において成立し、書面

によってされた当事者間の合意（以下「和解合意」という。）について適用する。ただし、和解合意の成立の時ににおいて、次に掲げる事由のいずれかがあるときに限る。

① 当事者の全部又は一部が互いに異なる国に住所、事務所又は営業所を有するとき。

② 当事者の全部又は一部が住所、事務所又は営業所を有する国が、和解合意に基づく義務の重要な部分の履行地又は和解合意の対象である事項と最も密接な関係がある地と異なるとき。

③ 当事者の全部又は一部が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するとき（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして別途定める者が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するときを含む。）。

④ 当該紛争に係る民事上の契約又は取引によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるとき。

(2) 前記(1)①及び②の適用において、当事者が二以上の事務所又は営業所を有するときの事務所又は営業所とは、和解合意の成立の時ににおいて、当事者によって知られていたか又は予期されていた事情に照らして、和解合意によって解決された紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所をいう。

4 和解合意に基づく民事執行の合意

この法律は、和解合意の当事者が当該和解合意に基づいて民事執行をすることができる旨の合意をした場合に限り、当該和解合意について適用する。

(説明)

1 国際性

本文2(1)は、調停において成立した和解合意のうち、「国際性」を有するものを新法の適用対象とすることを規律するものであるが、「国際性」の要件については、シンガポール条約第1条第1項、第2条第1項及び外弁法第2条第11号の2を参考にした中間試案の規律から、紛争に係る契約等の準拠法が日本法以外の法である場合(中間試案第2部の2(1)④)を除外することを提案するものである。

部会におけるこれまでの議論において、シンガポール条約の前記規定を参考にした規律(中間試案第2部の2(1)①及び②)を「国際性」の要件とすることについては意見の一致をみていたが、外弁法の前記規定を参考にした規律(中間試案第2部の2(1)

③及び④) についても要件とすべきかについては様々な意見がみられた。すなわち、外弁法において「国際調停事件」とされ、外国弁護士等が代理できるものについては、そこで成立した和解合意に執行力を付与するニーズが高いとの意見がみられた一方、外弁法については外国弁護士等の代理権の範囲を規定するものであるところ、執行力を付与する範囲として規定することが適切かどうか別途検討する必要があるとの指摘もあつた。特に、我が国における調停の実情等を踏まえ、懸念される弊害を可能な限り除去することを指向して、中間試案における【乙2案】を採用し、国内における事案については執行力を付与し得る範囲を限定するとの考え方を前提とすれば、紛争に係る契約等の準拠法が日本法以外の法である場合（中間試案第2部の2(1)④)を「国際性」を有するものとして新法の適用対象とすると、純粹国内事案と実質的に変わらない事案に執行力が付与され得ることとなり、前記の考え方と矛盾するとも考えられる上、このような場合にまで、今般の制度によって執行力を付与すべきであるとのニーズの面においても必ずしも明確ではないといえる。

他方、当事者となる会社の本店が日本国外にある場合等（中間試案第2の2(1)③)については、日本企業と外国企業との取引であっても、日本企業の当該外国の支店が密接関連営業所となる場合で和解合意の義務履行地等も当該外国であるときはシンガポール条約の規定では「国際性」を有しないことになるところ、このようなケースは、執行証書や即決和解等の執行力を付与する代替手段を要求することが現実的でないことなどから、執行力を付与するニーズが高い場面に該当すると考えられる上、執行力を付与することにより懸念される弊害も典型的に小さいと考えられる。

以上を踏まえ、「国際性」の要件について、本文2(1)①ないし③の規律とすることを提案するものである。

2 和解合意に基づく民事執行の合意

本文2(2)は、当事者間に民事執行の合意がある場合に限り新法が適用されることについて、シンガポール条約第8条第1項(b)を参考にした中間試案の提案の実質を維持しつつ、我が国の法制等も踏まえて整理した規律を提案するものである。

シンガポール条約の前記規定では、「条約の適用に合意した限りにおいて条約を適用する」とされているところ、「条約を適用する」ということの実質は、条約又は各国における条約実施法等に基づいて民事執行をすることができるということであると考えられることから、本文2(2)はその旨を規定したものである。

3 適用除外

新法の適用除外について、次の規律を設けることとしては、どうか。

この法律の規定は、次に掲げる国際和解合意については、適用しないものとする。

- (1) 民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部又は一部が消費者（消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者をいう。)であるものに関する紛争に係る国際和解合意
- (2) 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。）に係る国際和解合意
- (3) 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る国際和解合意
- (4) 日本若しくは外国の裁判所の認可を受け又は日本若しくは外国の裁判所の手続において成立した国際和解合意であって、その裁判所が属する国でこれに基づく強制執行をすることができるもの。
- (5) 仲裁判断としての効力を有する国際和解合意であって、これに基づく強制執行をすることができるもの。

○中間試案第2部, 3「一定の紛争の適用除外」及び5「一定の和解合意の適用除外」

3 一定の紛争の適用除外

この法律は、次に掲げる紛争に関する調停により成立した和解合意については適用しない。

- ① 消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第2項に規定する事業者をいう。）との間の契約に関する民事上の紛争
- ② 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。）
- ③ 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争

5 一定の和解合意の適用除外

この法律は、次に掲げる和解合意には適用しない。

- ① 裁判所により認可され又は裁判所の手続において成立した和解合意であって、その裁判所の属する国でこれに基づいて強制執行をすることができるもの。
- ② 仲裁判断としての効力を有する和解合意であって、これに基づいて強制執行をすることができるもの。

15 (説明)

1 本文3(1)について

本文3(1)は、消費者紛争に関し、シンガポール条約第1条第2項(a)を参考に、いわ

ゆる「BtoC事案」及び「CtoC事案」に係る和解合意を適用除外とするものであり、「BtoC事案」に係る和解合意のみが適用除外とされていた中間試案の規律から変更した規律を提案するものである。

5 この点は、部会資料15において、シンガポール条約の前記規定の考え方について整理し、第15回会議における議論では、このような整理を前提として、新法においても同様に「CtoC事案」をも適用除外とすべきとの意見が大勢を占めたことを踏まえたものである。

2 本文3(2)及び(3)について

10 本文3(2)及び(3)は、個別労働関係紛争及び家事紛争に関する和解合意について新法の適用を除外するものであり、シンガポール条約第1条第2項(b)を参考にした中間試案の規律の実質を維持しつつ、我が国の法制等も踏まえて整理した規律を提案するものである。

15 この規定により、例えば、解雇、雇止め、労働条件の不利益変更などに関する紛争に係る和解合意や、養育費、親権、面会交流などに関する紛争に係る和解合意などが除外されることを想定している。

3 本文3(4)及び(5)について

本文3(4)及び(5)については、新法の適用除外に関し、シンガポール条約第1条第3項を参考にした中間試案の規律の実質を維持しつつ、我が国の法制等を踏まえて整理した規律を提案するものである。

20 この規定により、例えば、我が国の裁判所による民事調停において成立した和解合意や、裁判所（又は仲裁廷）が調停に付す旨の決定をしたことを受けて裁判所外で調停が行われ、和解合意に至った後、当該和解合意を当事者が裁判所（又は仲裁廷）に提出して認可を受けた（執行力が付与された）ものが除外されることを想定している。また、裁判所外の調停で成立した和解合意につき、裁判所の認可を受けることにより
25 執行力が付与されるとの法制度を有する国において、当事者が裁判所による認可を受け、当該認可を受けた和解合意について執行決定の申立てがされた場合には、この規定により除外されることを想定している。他方、そのような法制度を有する国における裁判所外の調停で成立した和解合意であっても、裁判所の認可を受けていない状態の和解合意について我が国の裁判所に執行決定の申立てがされた場合には、この規定
30 により除外されるものではないことを想定している。

4 国際和解合意の執行決定

国際和解合意の執行決定について、次の規律を設けることとしては、どうか。

35 (1) 国際和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者（(5)において「申立人」という。）は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（国

際和解合意に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。)を求める申立てをしなければならないものとする。

(2) (1)の申立てをするときは、次に掲げる書面を提出しなければならないものとする。

5 ① 国際和解合意の内容が記載された書面であって、当事者の署名があるものの等当事者の同一性及び意思を確認することができるもの

② 調停人又は調停機関が作成した調停が実施されたことを証明する書面その他の国際和解合意が調停において成立したものであることを証明する書面

10 (3) (2)の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体の提出をもって、当該書面の提出に代えることができるものとする。

15 (4) (1)の申立てをするときは、(2)の書面又は(3)の電磁的記録を出力した書面(日本語で作成されたものを除く。以下(4)において同じ。)の日本語による翻訳文を提出しなければならないものとする。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立人の意見を聴いて、当該書面又は当該電磁的記録の全部又は一部について日本語による翻訳文の提出を要しないものとすることができるものとする。

20 (5) (1)の申立てを受けた裁判所は、他の裁判機関又は仲裁廷に対して当該国際和解合意に関する他の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、(1)の申立てに係る手続を中止することができるものとする。この場合において、裁判所は、申立人の申立てにより、被申立人に対し、担保を立てるべきことを命ずることができるものとする。

25 (6) (1)の申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属するものとする。

① 当事者が合意により定めた地方裁判所

② 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

③ 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所

30 ④ 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所(被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合に限る。)

35 (7) (6)により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあった裁判所が管轄するものとする。

(8) 裁判所は、(1)の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならないものとする。

5

(9) 裁判所は、(7)により管轄する事件について、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を(7)により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができるものとする。

(10) (8)及び(9)による決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(11) 裁判所は、後記5により(1)の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならないものとする。

10

(12) 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、(1)の申立てについての決定をすることができないものとする。

(13) (1)の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

○中間試案第2部、6「書面によってされた和解合意」及び7「和解合意の執行決定」

6 書面によってされた和解合意

(1) 和解合意は、その内容が何らかの方式で記録されているときは、書面によってされたものとする。

(2) 和解合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その和解合意は、書面によってされたものとする。

(3) 電磁的記録については、当事者又は調停人の同一性を確認し、当該電磁的記録に含まれる情報に関する当事者又は調停人の意思を明らかにする方法が使用されており、かつ、その方法が、関連する合意を含むあらゆる事情に照らして、当該電磁的記録の作成又は伝達のために適切であると信頼することのできるものであるか又は上記の機能を事実上満たすと認められるときに、当該和解合意は当事者又は調停人によって署名されたものとする。

7 和解合意の執行決定

(1) 和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（和解合意に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。）を求める申立てをすることができる。

(2) 前記(1)の申立てをするときには、当事者全員により署名された和解合意、当該和解合意が調停により成立したものであることを証明するもの（当該和解

合意における調停人の署名，調停人が署名した証明書，調停を実施した機関による証明書その他裁判所が相当と認めるものをいう。）及び和解合意（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。

- (3) 前記(1)の申立てを受けた裁判所は，当該和解合意に関する他の申立てが他の裁判所，仲裁廷又はその他の権限ある機関に対してもされており，それが前記(1)の申立てに影響を及ぼし得る場合において，必要があると認めるときは，前記(1)の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において，裁判所は，前記(1)の申立てをした者の申立てにより，他の当事者に対し，担保を立てるべきことを命ずることができる。
- (4) 前記(1)の申立てに係る事件は，次に掲げる裁判所の管轄に専属する。
 - ① 当事者が合意により定めた地方裁判所
 - ② 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所
 - ③ 請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所
- (5) 前記(4)の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは，先に申立てがあった裁判所が管轄する。
- (6) 裁判所は，前記(1)の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは，申立てにより又は職権で，これを管轄裁判所に移送しなければならない。
- (7) 裁判所は，前記(1)の申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても，相当と認めるときは，申立てにより又は職権で，当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。
- (8) 前記(1)の申立てに係る事件についての前記(6)又は(7)の規定による決定に対しては，即時抗告をすることができる。
- (9) 裁判所は，後記8の規定により前記(1)の申立てを却下する場合を除き，執行決定をしなければならない。
- (10) 裁判所は，口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ，前記(1)の申立てについての決定をすることができない。
- (11) 前記(1)の申立てについての決定に対しては，即時抗告をすることができる。

(説明)

1 提案の趣旨

本文4は，国際和解合意の執行決定について，シンガポール条約第2条第2項，第4条第1項ないし第3項及び第6条を参考にした中間試案の提案の実質を維持しつつ，

5

我が国の法制等も踏まえて整理した規律を提案するものである。

2 和解合意の書面性

シンガポール条約においては、調停による和解合意は書面によってされなければならないとして「書面性」の要件が定められているが（同条約第1条第1項）、その内容が何らかの方式で記録されているときは、「書面性」を有するとされている（同条約第2条第2項）。このような規定を踏まえ、新法においては、和解合意が書面によって締結されることは必須ではなく、執行決定の申立ての段階で和解合意の内容が記載された書面等を提出すれば足りるものと整理した（本文4(2)及び(3)）。

この規定により、具体的には、和解合意書を提出することはもちろん、和解合意の内容がPDFファイルとして記録されており、同ファイルが保存されたUSB等の記録媒体を提出することや、和解合意の内容が音声で録音されており、その音声データが保存された記録媒体などを提出することも許容されることとなる。

3 和解合意における当事者の署名

シンガポール条約においては、当事者が権限機関に執行を求める際に、当事者が署名した和解合意を提出する必要があるとされているが（同条約第4条第1項(a)）、その一方で、和解合意が電磁的記録に記録されている場合には、当事者の同一性及びその意思が明らかであることが確認できれば足りるとされている（同条第2項）。このような規定を踏まえ、新法においては、執行決定の申立て時に提出されるものが書面であるか電磁的記録媒体であるかを問わず、当該和解合意につき、当事者の同一性及びその意思を確認することができれば足りるものと整理した（本文4(2)①及び(3)）。

この規定により、具体的には、和解合意書に当事者の署名がある場合はもちろん、和解合意の内容が電磁的記録として保存されているときに電子署名及び認証業務に関する法律上の電子署名がある場合や、当事者が、オンライン上の紛争解決サービスにログインする際に本人確認がされ、同サービスを利用して行われた調停の最後の段階で、調停人から示された和解合意案に対して「同意する」をクリックしたことが何らかの形式で記録されている場合なども「署名」要件を満たし得ることとなる。

4 管轄及び翻訳文の提出の省略

国際和解合意の執行決定の手續においては、和解合意の内容が記載された書面等の翻訳文の提出の省略を認めるニーズがあるものと考えられるほか、これを踏まえ、裁判所において専門的な事件処理態勢が構築されるとすれば、これを積極的に活用すべきニーズがあるものと考えられる。

そこで、仲裁法の改正に関する要綱案同様、国際和解合意の執行決定の手續においても、一定の要件の下、翻訳文提出の省略を認めるとともに（本文4(4)ただし書）、被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合には、東京地方裁判所及び大阪地方裁判

所にも競合管轄を認めるとの規律を提案している（本文4(6)④）。

5 その他

手続の中止，移送，不服申立てに関する規定など，執行決定に関するその他の規定については，中間試案の規律を維持している。

5

5 国際和解合意の執行拒否事由

国際和解合意の執行拒否事由について，次の規律を設けることとしては，どうか。

10 裁判所は，前記4(1)の申立てがあった場合において，次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合（①から⑥までに掲げる事由にあつては，被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り，当該申立てを却下することができるものとする。

① 国際和解合意が，当事者の行為能力の制限により，その効力を有しないこと。

15

② 国際和解合意が，当事者が合意により国際和解合意に適用すべきものとして有効に指定した法令（当該指定がないときは，裁判所が国際和解合意について適用すべきものと判断する法令）によれば，当事者の行為能力の制限以外の無効，取消しその他の事由により効力を有しないこと。

③ 国際和解合意に基づく債務の内容を特定することができないこと。

20

④ 国際和解合意に基づく債務の全部が履行されたこと。

⑤ 調停人が，法令又は当事者間の合意（公の秩序に関しないものに限る。）その他調停人又は調停手続に適用される準則に違反した場合であつて，その違反する事実が重大であり，かつ，当該国際和解合意の成立に影響を及ぼすものであること。

25

⑥ 調停人が，当事者に対し，自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなかった場合であつて，当該事実が重大であり，かつ当該国際和解合意の成立に影響を及ぼすものであること。

⑦ 国際和解合意の対象である事項が，日本の法令によれば，和解の対象とすることができない紛争に関するものであること。

30

⑧ 国際和解合意に基づく民事執行が，日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

○中間試案第2部，8「和解合意の執行拒否事由」

8 和解合意の執行拒否事由

裁判所は，前記7(1)の申立てがあった場合において，次に掲げる事由のいずれ

れかがある場合（①から⑨までに掲げる事由にあつては，被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り，当該申立てを却下することができる。

- ① 和解合意が，当事者の行為能力の制限により，その効力を有しないこと。
- ② 和解合意が，当事者が合意により和解合意に適用すべきものとして有効に指定した法令（当該指定がないときは，裁判所が和解合意について適用すべきものと判断する法令）によれば，当事者の行為能力の制限以外の事由により，無効であるか，失効しているか，又は履行不能であること。
- ③ 和解合意が，それ自体の文言によれば，拘束力がないか，又は終局性がないこと。
- ④ 和解合意が，事後的に変更されたこと。
- ⑤ 和解合意に基づく義務が履行されたこと。
- ⑥ 和解合意に基づく義務が明確でないか，又は理解することができないこと。
- ⑦ 和解合意に基づく民事執行が当該和解合意の文言に反すること。
- ⑧ 調停人に，調停人又は調停に適用される規範に対する重大な違反があり，当該違反がなければ当事者が当該和解合意をするに至らなかったこと。
- ⑨ 調停人が，調停人の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を当事者に開示せず，当該不開示による重大又は不当な影響がなければ当事者が当該和解合意をするに至らなかったこと。
- ⑩ 和解合意に基づく民事執行が，日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。
- ⑪ 和解合意の対象である事項が，日本の法令によれば，和解合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

（説明）

1 提案の趣旨

5 中間試案においては，執行拒否事由に関する規律につき，シンガポール条約第5条を参考に，その文言についてもできる限り条約に合わせたものとするのが提案されていた。もっとも，シンガポール条約制定時の議論においては，条約上の執行拒否事由の間で重複し得るものがあることが前提とされていた。

10 そこで，本文5は，実質においてシンガポール条約に対応した内容を維持しつつ，新法における他の規律や我が国の法制等を踏まえて，中間試案の規律を整理したものを提案するものである。

なお，シンガポール条約は，権限機関に対し，同条約第5条の事由があるときに和解合意の執行を拒否しなければならないとの義務を課しているわけではないため，新法において，同条約の規定と比較して執行拒否事由を限定した規律を設けたとしても，

4 「和解合意に基づく義務が履行されたこと」（中間試案の拒否事由⑤）について

中間試案においては、「和解合意に基づく義務が履行されたこと」を執行拒否事由として規律することが提案されていたが、この規律を前提とすると、債務の一部のみが履行された場合であっても、この事由に該当するとして申立てが却下されることとなり得る。例えば、1億円を支払うとの和解合意が成立した場合に、その一部として100万円のみが弁済された場合であっても執行決定が却下され得ることとなり、相当でないものと考えられる。そこで、本文5④では、債務の一部のみが履行されただけでは執行拒否事由とはならないことを明確にするために、「国際和解合意に基づく債務の全部が履行されたこと」との規律とすることを提案している。

なお、このような規律を設けることとした場合に、債務の一部が履行されているにもかかわらず債権者が債権全部について執行決定の申立てをしたとしても、申立ては却下されないこととなるが（本文4(11)において、裁判所は、執行拒否事由がない限り執行決定をしなければならないものとしており、申立ての一部を認容し、一部を却下するということは想定していない。）、このような場合には、債務者は、請求異議の訴え（民事執行法第35条）において争う余地があるものと考えられる（注）。

（注）本文5において提案している執行拒否事由の中には、請求異議事由にもなり得る事由が含まれるところ、そのような事由については、両方の手続において主張し得ることを想定している。

5 「和解合意に基づく民事執行が当該和解合意の文言に反すること」（中間試案の拒否事由⑦）について

中間試案においては、シンガポール条約第5条(d)を参考に、「和解合意に基づく民事執行が当該和解合意の文言に反すること」を執行拒否事由として規律することが提案されていた。もっとも、シンガポール条約の前記規定は、調停が専ら当事者間の合意に基づく手続であることから、和解合意に本条約を適用しないことが当事者間で合意されているときには、本条約に基づく執行が行われなくするためのものとされているところ、新法は、当事者が和解合意に基づく民事執行の合意をしている場合に限り、執行力を付与し得ることを想定していることから（本文2(2)）、このような執行拒否事由を定める意義は乏しいものと考えられる。

また、この執行拒否事由については、和解合意に条件が付され、かつ、その条件を満たしていないときも該当し得るものと考えられるが、このような事由は、前記3と同様、我が国においては、執行文の付与や執行手続の開始の局面（民事執行法第27条第1項又は第30条第1項等参照）で考慮されるべきことであり、執行拒否事由とする必要はないものと考えられる。

以上を踏まえ、中間試案⑦の執行拒否事由の規律を維持する必要はないものと考えられるが、どうか。

第2 ADR法の改正による整備

1 定義

ADR法第2条に、次のような規律を設けることとしては、どうか。

5 特定和解（仮称） 認証紛争解決手続において紛争の当事者間に成立した和解であって、当該和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたものをいうものとする。

（参考）ADR法第2条

10 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 民間紛争解決手続 民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。ただし、法律の規定により指定を受けた者が当該法律の規定による紛争の解決の業務として行う裁判外紛争解決手続で政令で定めるものを除く。

二 （略）

15 三 認証紛争解決手続 第五条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続をいう。

四 （略）

20

○中間試案第2部、2「適用範囲」及び4「和解合意に基づく民事執行の合意」

2 適用範囲

乙2案

甲案に、次の規律を加える。

(3) この法律は、前記(1)の規定にかかわらず、認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第2条第3号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により成立した和解合意について適用する。

4 和解合意に基づく民事執行の合意

この法律は、和解合意の当事者が当該和解合意に基づいて民事執行をすることができる旨の合意をした場合に限り、当該和解合意について適用する。

（説明）

1 提案の趣旨

本文1は、認証紛争解決手続において成立した和解であって、当該和解に基づいて

民事執行をすることができる旨の合意があるものを「特定和解」と定義し、ADR法第2条にその旨の定義規定を設けることを提案するものである。そして、後記本文3のとおり、「特定和解」を執行決定の対象とすることとしている。

2 いわゆる弁護士会ADRによる手続において成立した和解

5 部会におけるこれまでの議論において、執行力を付与し得る対象となる和解の範囲につき、国内の事案に関しては、我が国におけるADRの実情等を踏まえると、紛争の性質や当事者の特性等に様々なものが想定されるため、執行力を付与することによる「弊害」を執行決定手続の前の段階でできる限り排除するとの観点から、その対象を一定の範囲に限定するという意見（中間試案の【乙2案】）が大勢を占めた。そして、その範囲について、認証紛争解決手続において成立した和解を対象とすることについてはおおむね異論がなかったが、認証紛争解決手続のみならず、弁護士会が運営する紛争解決機関（いわゆる弁護士会ADR）による手続において成立した和解も対象とするかどうかという点が、その規律の在り方も含め、検討すべき課題として残されていた。

15 この点に関し、認証紛争解決手続において成立した和解に執行力を付与し得る根拠は、ADR法上の認証要件や認証紛争解決事業者に課せられた各種義務等の規律を踏まえると、認証紛争解決手続については、手続の公正かつ適正な実施が一定程度担保されている点にあるところ、部会におけるこれまでの議論では、ADR法上の認証制度が設けられた趣旨、経緯のほか、これまでの弁護士会ADRによる手続の実績等に照らすと、弁護士会ADRによる手続は、その実質において、認証紛争解決手続と同等に手続の公正かつ適正な実施がされているといえ、執行力を付与し得るものと評価し得ることについて大きな異論はみられなかった。もっとも、部会においては、弁護士会ADRによる手続について、実質としてそのように評価し得るとしても、認証紛争解決手続と同程度に手続の公正かつ適正な実施が制度的に担保され、かつそのことが広く国民に周知されている必要があるなどの指摘もあったところである。

20 中間試案における【乙2案】を採用する以上、認証を取得していない弁護士会ADRによる手続において成立した和解についても一律に執行力を付与し得る対象とするのであれば、前記指摘のとおり、実質において手続の公正かつ適正な実施がされていると評価し得るだけでは足りず、一律にそのような制度的担保がされていることが必要であると考えられる。しかしながら、現状において、弁護士会ADRにおける手続の準則については、弁護士会の自治を尊重するとの観点等から、各弁護士会における会則や細則等に委ねられている上、その会則や細則等の内容は弁護士会の規模等によって差異がある（ADR機関を設置していない弁護士会も一定数存在する。）ことを踏まえると、全ての弁護士会ADRの手続に共通の準則を設けることは容易でない。

35 さらに、ADR法上、認証紛争解決手続の利用について時効の完成猶予効等の特例

が認められているところ、認証を取得していない弁護士会ADRによる手続において成立した和解に執行力を付与し得るとすれば、これらの特例が設けられていることとの整合性についても十分に検討する必要があるものと考えられる。

5 以上を踏まえると、認証を取得していない弁護士会ADRによる手続において成立した和解にも一律に執行力を付与し得るとすることについては、なお検討すべき課題が多いものと考えられるが、この点についてどのように考えるか。

2 適用除外

10 後記3の「特定和解の執行決定」の規律の適用除外について、次のような規律を設けることとしては、どうか。

後記3は、次に掲げる特定和解については、適用しないものとする。

- 15 ① 消費者（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第一項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第二項に規定する事業者をいう。）との間で締結される契約に関する紛争に係る特定和解
- ② 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。）に係る特定和解
- 20 ③ 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る特定和解（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権に係るものを除く。）
- ④ 前記第1の新法の適用対象となる特定和解

(説明)

1 提案の趣旨

25 本文2①ないし③は、一定の紛争に係る特定和解については、執行決定の対象から除外することを提案するものである。

また、本文2④は、新法とADR法との適用関係を整理し、いずれの法律の規律も適用を受けるものについては、新法の規律が優先して適用されることを提案するものである。

30 2 消費者紛争

第15回会議における議論では、認証紛争解決手続において成立した和解のうち、いわゆる「CtoC事案」に執行力を付与し得ることについては異論がなかったが、「BtoC事案」を対象とすることについては賛否が分かれた。すなわち、国内の事案について、執行力を付与し得る対象を認証紛争解決手続において成立した和解等、一定の範囲に限定するのであれば、「BtoC事案」も対象とすることに理論的な障害はない

35

のではないかと、認証紛争解決手続等において「BtoC事案」が取り扱われることが多いとの実情に鑑みると、「BtoC事案」についても執行力を付与するニーズが高いのではないかなどの意見があった。その一方で、「BtoC事案」については、情報や交渉力の格差の問題が常々指摘されており、執行力を付与する前提として、例えば独立行政法人国民生活センター法で定められている手続など、その格差に配慮した制度的担保が必要ではないかとの意見や、消費者紛争に関する問題は非常にセンシティブな問題であるとともに、事案も千差万別であるため、認証紛争解決手続について成立したものであったとしても、「BtoC事案」に関する和解について一律に執行力付与の対象とすることは適当ではないなどの意見もあった。

消費者紛争は、個別労働関係紛争と同様、類型的に当事者間の潜在的な力の不均衡等が想定されることから、我が国における法制度上、特別な配慮が必要である類型として位置付けられ、情報や交渉力の格差の是正という問題が常々議論されてきたとの経緯がある。ADR法制定時等の議論において、和解に執行力を付与することの弊害のおそれがある類型として指摘されていたのも、消費者紛争であった。この点については、認証紛争解決手続等における個別の配慮や工夫等がされているものの、消費者保護のための手続が制度上担保されているわけではないこと、個別労働関係紛争については適用除外とする方向で議論が進められていること等を踏まえると、消費者紛争に係る和解を執行力付与の対象とすることについて賛否が分かれている現段階においては、一律にこれを対象とすることについては慎重であるべきとも考えられる。

以上を踏まえ、本文2④では、「CtoC事案」は適用対象としつつ、「BtoC事案」は適用除外とすることとしているが、この点についてどのように考えるか。

なお、「CtoC事案」については、新法の適用対象とならない（第1の本文3(1)）ことから本文2④により適用除外とはならず、「CtoC事案」に係る和解が「国際性」を有する場合であっても、それが特定和解に該当するのであれば、ADR法上の執行決定の対象となることを想定している。

3 家事紛争

(1) 第15回会議における議論では、扶養義務等に係る金銭債権のうち、とりわけ養育費について、その不払が社会問題となっており、子の福祉の観点等からその履行確保が喫緊の課題であること、今般の制度が加わることは、その問題の解決手段の選択肢を広げることになり、執行力を付与することのニーズも非常に高いものであるとの認識については、意見の一致がみられた。

(2) 一方、執行力を付与することの「弊害」については様々な意見があった。まず、家事紛争を利用する当事者の属性が様々であることや、子の福祉に配慮する必要があることなどから、養育費に関する紛争が専門性の高い紛争類型であることなどが指摘され、そのような紛争の性質から手続実施者の専門性の確保が重要であるとの

意見があった。しかしながら、このような意見に対しては、和解の成立までの過程において専門性が要求されるということはそのとおりであるが、成立した和解に執行力を付与することの「弊害」とはいいい難いのではないかとの指摘があった。また、その点を措くとしても、ADR法においては、認証要件として専門性の確保に関する基準が定められており、紛争の分野等に鑑みて、その解決を図るのに必要な能力及び経験を有する者を手続実施者として選任することができるような具体的な仕組みが備わっていることが審査されており、家事紛争についても同様の運用がされているところである。したがって、今後の認証制度の運用において、より家事紛争に関する専門性の確保の視点が重視されることが望ましいとはいいい得るものの、今般の制度において、執行力を付与し得る範囲を認証紛争解決手続において成立した和解に限定する以上、前記指摘に係る「弊害」があるとはいいい難いと考えられる。

(3) また、扶養義務等に係る金銭債権に関する合意は、離婚（別居）後の子をめぐる紛争を解決する和解において、面会交流に関する合意等と併せてされる場合が多いことを踏まえると、扶養義務等に係る金銭債権に関する合意のみに執行力を付与することは相当でないとの指摘があった。もっとも、この指摘に対しては、現行法制下における執行証書と同様の取扱いであり、今般の制度により生じる問題とはいえないのではないかとの指摘がされた。そして、このように関連する合意が併せてされたときに、その一部にのみ執行力が付与されることについては、認証紛争解決事業者において、当事者に対して適切な説明を行うことにより対応することが可能であり、制度を創設することを控えるべき「弊害」とはいいい難いと考えられる。もっとも、この点については、今般の制度を導入することを踏まえ、認証紛争解決手続の適切な運用を図るとの観点から検討されなければならない課題であるといえる。

(4) 部会におけるヒアリングやそれを踏まえた議論において指摘された「弊害」は今般の制度の導入による弊害ではないと整理し得るとしても、前記(2)及び(3)のとおり、その運用面において適切な配慮がされる必要があるものと考えられる。我が国における認証制度の下では、現状においても、紛争の分野に応じてその解決にふさわしい専門的知見を活用することや公平な手続が実施されることが、その運用において一定程度図られていると評価し得るものの、現行の認証制度は、和解に対する執行力の付与を前提とするものではない。今般、認証紛争解決手続において成立した和解に、一定の要件の下、執行力を付与すると新たな制度を創設するのであれば、今般の制度について広く国民に対する周知を徹底していくことは当然のことながら、認証紛争解決事業者に対し、債務名義とするに適した和解条項を作成すること等の研修の実施、成立した和解に執行力が付与され得ることを踏まえた説明モデルの開発等により、適切な運用が図られることを担保していく必要がある。そのためには、今後、ガイドラインの見直しの可否を含め、認証制度の運用面について検討を行い、

当部会において指摘された「弊害」に対応していくことが必要であるものと考えられる。

5 (5) また、本文2③の「民事執行法第151条の2第1項各号」には養育費以外の義務が含まれているところ（他に、いわゆる婚姻費用の分担（同項第2号）や、親族間の扶養（同項第4号）等も含まれる。）、養育費の支払に関する合意については
10 執行力を付与するニーズがあるとしても、執行力を付与し得る対象を養育費に限定せず、扶養義務等に係る金銭債権とすることが適切であるかとの指摘もあった。この点については、我が国の法制上、「養育費」を積極的に定義付けることは困難であり、また、とりわけ養育費に関する執行力の付与のニーズが高いことはそのとおり
15 であり、また、とりわけ養育費に関する執行力の付与のニーズが高いことはそのとおりであり、また、とりわけ養育費に関する執行力の付与のニーズが高いことはそのとおりであり、また、とりわけ養育費に関する執行力の付与のニーズが高いことはそのとおりであるとしても、扶養義務に係る金銭債権は、その性質上、適時に給付されることが債権者の生計維持に不可欠であり、その履行の確保が重要であるとの観点から、民事執行法上特に区別することなく様々な特例が設けられていることに鑑みると、今般の制度において敢えてその一部のみを切り出すことは相当でないものと考えられる。なお、民事執行法上の特例が設けられることとなった際の議論においても、
20 やはり養育費に関する履行の確保の必要性ということが取り上げられており、その上で、扶養義務等に係る金銭債権との範囲で特例を設けてきたものである。このようなことから、今般の制度においてのみ、別の限定をする必要はないものと考えられる。

20 (6) 以上を踏まえ、本文2③では、家事紛争に係る特定和解を適用除外としつつ、扶養義務等に係る金銭債権に係る特定和解については適用対象とすることとしているが、この点についてどのように考えるか。

25 なお、新法においては、家事紛争は一律に適用除外としている（第1の本文3(3)）ことから本文2④により適用除外とはならず、認証紛争解決手続において、「国際性」を有する扶養義務等に係る金銭債権に係る特定和解が成立した場合には、ADR法上の執行決定の対象となることを想定している。

3 特定和解の執行決定

特定和解の執行決定について、次の規律を設けることとしては、どうか。

30 (1) 特定和解に基づいて民事執行をしようとする当事者（(4)において「申立人」という。）は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（特定和解に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。）を求める申立てをしなければならない。

(2) (1)の申立てをするときは、次に掲げる書面を提出しなければならない。

35 ① 特定和解の内容が記載された書面であって、当事者の署名があるもの等
当事者の同一性及び意思を確認することができるもの

② 認証紛争解決事業者が作成した認証紛争解決手続が実施されたことを証明する書面その他の特定和解が認証紛争解決手続において成立したものであることを証明する書面

5 (3) (2)の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録に係る記録媒体の提出をもって、当該書面の提出に代えることができるものとする。

(4) (1)の申立てを受けた裁判所は、他の裁判所又は仲裁廷に対して当該特定和解に関する他の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、(1)の申立てに係る手続を中止することができるものとする。この場合において、裁判所は、申立人の申立てにより、被申立人に対し、担保を立てるべき

10 ことを命ずることができるものとする。

(5) (1)の申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属するものとする。

① 当事者が合意により定めた地方裁判所

② 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

③ 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管

15 轄する地方裁判所

(6) (5)により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあった裁判所が管轄するものとする。

(7) 裁判所は、(1)の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならないものとする。

20

(8) 裁判所は、(6)により管轄する事件について、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を(6)の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができるものとする。

(9) (7)及び(8)による決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

25 (10) 裁判所は、後記4により(1)の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならないものとする。

(11) 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、(1)の申立てについての決定をすることができないものとする。

30 (12) (1)の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(説明)

本文3は、「特定和解」について執行決定の対象とすることを前提に、その手続に関する規律を提案するものであり、基本的に、「国際和解合意」の執行決定に関する規律

35 (第1の本文4)と同様の規律としている。国際和解合意の執行決定に関する規律と異

なる主な点は、以下のとおりである。

まず、特定和解については、民事執行の合意がされているものを「特定和解」と定義していることから、和解の内容のみならず、民事執行の合意がされたことについても記載された書面等を提出する必要があるが、国際和解合意については、申立人が民事執行の合意がされたことを何らかの方法で証明すれば足りることとしている。これは、民事執行の合意は、調停において成立した和解合意に執行力を付与することの正当化根拠との関係で重要な要素であることに鑑み、その内容が何らかの形で記録されていることが望ましいと考えられるものの、シンガポール条約の規定においては、オプトインの合意（シンガポール条約が適用されることの合意）につき何らの様式も要求していないことから、国際和解合意の執行決定において、民事執行の合意が記載された書面等を要求することは、条約に抵触するおそれがあるものと考えられることから、新法とADR法とで異なる規律を設けることとしたものである。

また、ADR法においては、翻訳文の提出の省略に関する規律や東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認めるとの規律を設けないこととしている。

4 特定和解の執行拒否事由

特定和解の執行拒否事由について、次の規律を設けることとしては、どうか。

裁判所は、前記3(1)の申立てがあった場合において、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合（①から⑤までに掲げる事由にあっては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。

- ① 特定和解が、無効、取消しその他の事由により効力を有しないこと。
- ② 特定和解に基づく債務の内容を特定することができないこと。
- ③ 特定和解に基づく債務の全部が履行されたこと。
- ④ 認証紛争解決事業者又は手続実施者がこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令の規定又は認証紛争解決手続を実施する契約において定められた手続の準則（公の秩序に関しないものに限る。）に違反した場合であって、その違反する事実が重大であり、かつ、当該特定和解の成立に影響を及ぼすものであること。
- ⑤ 手続実施者が、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなかった場合であって、当該事実が重大であり、かつ、当該特定和解の成立に影響を及ぼすものであること。
- ⑥ 特定和解の内容が、和解の対象とすることができない紛争に関するものであること。
- ⑦ 特定和解に基づく民事執行が、公の秩序又は善良の風俗に反すること。

(説明)

本文4は、新法における規律や我が国の法制等を踏まえて、中間試案の規律を整理した上で、特定和解の執行拒否事由を提案するものである。

5 特定和解の執行拒否事由と国際和解合意の執行拒否事由との主な違いは、新法では、国際和解合意が、「当事者が合意により国際和解合意に適用すべきものとして有効に指定した法令（当該指定がないときは、裁判所が国際和解合意について適用すべきものと判断する法令）によれば、」効力を有しないことを拒否事由とする旨を規定することとしている（第1の本文5②）のに対し、ADR法上は、このような準拠法に関する言及
10 をする必要はないものと考えられることから、当該文言を設けないこととしている。

また、新法においては、国際和解合意が、当事者の行為能力の制限により効力を有しない場合については、準拠法に言及しないことを前提に、前記拒否事由（第1の本文5②）とは別の拒否事由として規律することとしている（第1の本文5①）。しかしながら、前記のとおり、ADR法上は、特定和解が効力を有しない場合について準拠法に関する言及をしないこととしたため、当事者が行為能力の制限により効力を有しないことを
15 独立の拒否事由とする必要は乏しいものと考えられることから、この場合についても、本文4①の拒否事由によって対応することを想定している。

第3 民事調停事件の管轄に関する規律の見直し

20 民事調停事件の管轄に関し、次の規律を設けることとしては、どうか。

知的財産の紛争に関する調停事件は、民事調停法第3条に規定する裁判所のほか、同条の規定（管轄の合意に関する規定を除く。）により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄とする。

25 1 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所

東京地方裁判所

2 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所

30 大阪地方裁判所

○中間試案第3部「民事調停事件の管轄に関する規律の見直し」

民事調停事件の管轄に関し、次の規律を設ける（注）。

知的財産の紛争に関する調停事件は、民事調停法第3条に規定する裁判所のほか、同条の規定（管轄の合意に関する規定を除く。）により次の各号に掲げる裁

判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄とする。

1 東京高等裁判所，名古屋高等裁判所，仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所

東京地方裁判所

2 大阪高等裁判所，広島高等裁判所，福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所

大阪地方裁判所

(注) 知的財産の紛争以外の紛争に関する調停事件の管轄等については、引き続き検討する。例えば、専門的な知見を要する〔専門的な知識経験が必要とされる〕事件を処理するために特に必要があると認められるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に事件を移送することができるとの規律や、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所において事件を自ら処理することができるとの規律を設けるとの考え方がある。

(説明)

1 提案の趣旨

本文は、中間試案における提案と同様、いわゆる知財調停のより一層の活用を図る観点から、知的財産の紛争に関する調停事件について、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に競合管轄を認めることを提案するものである。

パブリック・コメントの手続により中間試案に対して寄せられた意見では、「知的財産に関する調停については、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に一定の専門的知識・経験を有する人材が存在しており、適正な調停が期待できることに加え、知的財産訴訟の管轄が両地方裁判所に集中し、定着していることを踏まえ、調停から訴訟への移行が円滑になることから賛成である。」等の賛成の意見があった一方で、反対の意見はみられなかったことから、本文でもこの規律を維持している。

2 その他の調停事件の管轄等

中間試案では、本文の(注)として、知的財産の紛争以外の紛争に関する調停事件の管轄等について、移送の規律を設けるとの考え方や、自庁処理の規律を設けるとの考え方も示されていた。

もともと、このうち、自庁処理の規律を設けるとの考え方については、部会における議論でも意見が分かれており、専門的な知見を要する事件を当初から東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に申し立てることにも必要があるとの意見があった一方で、当該事案において必要となる専門的知見の内容やそれに対応した専門家調停委員の有無等の事情により、申立てを受けた裁判所が自庁処理をすることが適切でない場合には、管轄裁判所に移送せざるを得なくなるため、かえって当事者にとって負担となるおそ

れがあるとの意見もあった。

また、パブリック・コメントの意見においては、「知的財産の紛争に限らず、建築
や医療に関わる紛争についても、建築調停専門部の制度が設けられている東京地方裁
判所や大阪地方裁判所に競合管轄を設けることを積極的に検討すべきである。また、
5 このような制度の法制化が難しいとしても、試案の（注）で示されたように、柔軟に
移送を認める規律や自庁処理の規律を積極的に検討すべきである。」との意見があっ
た一方で、「（注）の考え方についてはおおむね理解できるが、民事訴訟法の管轄規
定などと併せて検討すればよく、今回は見送るべきである。」との意見もあった。

このように、中間試案で示された本文の（注）の考え方については、部会でもパブ
リック・コメントでも意見が分かれたことに加え、その対象となる「専門的な知見を
10 要する〔専門的な知識経験が必要とされる〕事件」の具体的な規律の在り方について
更に精査する必要がある、今後、民事調停事件を含む裁判の I T 化の進展に伴う動向
を注視する必要もある。

以上を踏まえ、どのように考えるか。

15